

八幡平市監査委員告示第4号

令和元年12月25日付け八監査第122501号の定期監査（令和元年10月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月25日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

選挙管理委員会事務局

令和元年 10 月 9 日監査実施

| 指摘事項 | 措置状況 | 再発防止策 | 改善、検討措置の実施等年月日 |
|--|---|---|----------------------------|
| <p>施行伺いをせずに行った業務委託契約について【指摘事項】</p> <p>令和元年 6 月 7 日に 200,000 円の委託料をもって発注した「自治体ターゲット広告」について、業務委託契約の施行伺いをしないままに、発注していた。担当者の誤認により「委託額が 20 万円以下であるため施行伺いを省略した。」とのことであるが、「八幡平市契約規則」及び「入札事務及び契約事務の事務処理について」には、施行伺いを省略できるとする規定はどこにも記載されていない。これは明らかに不適切である。業務の経過を検証し、再発防止を徹底したうえで、業務委託を適切に執行すること。</p> | <p>今後は、同様の間違いを繰り返さないように「八幡平市契約規則」と「入札事務及び契約事務の事務処理について」を印刷して常備し、適切に業務を執行する。</p> | <p>委託業務を施行する際は、規定を十分に把握し、確認作業を徹底するとともに、職員間でも事務作業の共有を図り、チェック機能を強化する。</p> | <p>令和 2 年 6 月 16 日</p> |